

福島県復興祈念公園利活用等調査業務委託 公募型プロポーザル募集要領

1 目的

この要領は、「福島県復興祈念公園利活用等調査業務委託」において、公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により業務委託者を募集する際の手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

(1) 業務内容

別記「仕様書」のとおり。

(2) 履行期限

契約締結の日から令和5年3月31日まで

(3) 委託の上限額

13,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格等

単体企業で次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 確実に業務を遂行するための体制が確保されているとともに、本募集要領に示した業務を確実に履行できるものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- (3) 企画提案書の提出期限の日に福島県から競争入札の参加資格制限等を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定の後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (5) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有する者であること。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2項の規定によるもの）、または暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係していないこと。
- (7) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）及び宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (8) プロポーザル実施日前3年間における団体の事業等において、刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと。
- (9) 法人格を有すること。

4 募集要領等の入手方法

募集要領及び各種様式については、福島県土木部まちづくり推進課（以下、「まち課」という。）のホームページからダウンロードして入手すること。なお、窓口又は郵送等での配布は行わない。

<URL>

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41055b/memorial-park-keiyaku.html>

5 質問等の受付

質問については、以下により受け付ける。

(1) 受付期限

令和4年2月15日（火）午後5時（必着）

(2) 提出方法

「質問書（第1号様式）」をPDFで添付し、電子メールにより提出すること。送付後は電話にて着信確認をすること。

なお、電話による質問の受付は行わない。

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、まち課のホームページで令和4年2月18日（金）までに随時公表する。

6 参加表明書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、「参加表明書（第2号様式）」をPDFで添付し、電子メールにより提出すること。送付後は電話にて着信確認をすること。

(1) 提出期限

令和4年2月22日（火）午後5時（必着）

(2) その他

参加表明書の提出がない者の企画提案は受け付けない。

7 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、「6. 参加表明書の提出」を行ったうえで、企画提案書等を提出期限までに事務局へ提出すること。

(1) 提出期限

令和4年3月2日（水）午後5時（必着）

(2) 提出方法

持参又は郵送

ア 持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の9時00分から17時00分とする。

イ 郵送の場合は、郵便書留により、提出期限内到着とする。

ウ CD-ROMや電子メール等の電子媒体及びFAXによる提出は認めない。

(3) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式で日本工業規格A4版とする）

※提案書は10頁以内とする（表紙は除く）

※提案書には、仕様書に基づき、円滑かつ着実に遂行できる具体的な提案を

行うこと。

- イ 見積書（任意様式で日本工業規格 A 4 版とする）
※見積の総額及び内訳について作成し、代表者印を押印すること。
- ウ 会社概要書（第 3 号様式）
※必要項目が記載してあれば、既存パンフレット等も可とする。
- エ 業務実施体制書（第 4 号様式）
- オ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（第 5 号様式）
- カ 業務実績
※過去 5 カ年（H29 年度以降）に次世代モビリティに関する事業化調査や企画提案、実証実験等、本業務に技術上類似する業務を実施した実績が分かる資料（契約書・仕様書等の写し）を提出のこと。
- キ 主担当者の業務実績（任意様式で日本工業規格 A 4 版とする）
※エ 業務実施体制書（第 4 号様式）に記載した主担当者が過去 5 カ年（H29 年度以降）に次世代モビリティに関する事業化調査や企画提案、実証実験等、本業務に技術上類似する業務を実施した実績を時期、発注元、業務名、業務内容、受注額等を記載し、提出すること。

(4) 提出部数

1 部

8 プロポーザルに係る留意事項

(1) 失格又は無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

- ア 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- イ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合
- ウ 提出書類に不備があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 企画提案書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
- カ 本実施要領に違反すると認められた場合
- キ その他、福島県が予め指示した事項に違反した場合

(2) 複数企画提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書を提出することはできない。

(3) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。

(4) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とする。

(5) その他

- ア 参加者は、参加表明書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。

- ウ 提案にあたっては、この要領に定める業務内容の他、委託料の上限額内で執行が可能であれば、追加提案等により、より効果的な手法の提案をしても構わない。
- エ 提出された企画提案書等は、返却しない。
- オ 提出された企画提案書等は、提出者の情報保護の観点から、原則として非開示とするが、提出書類に虚偽の記載があった場合等、必要に応じて開示することもある。なお、開示する際は、企画提案書の写しを作成し使用することができるものとする。

9 プロポーザルの審査に関する事項

(1) 選定方式

業務委託者の選定は、別途設置する「プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」）が行うものとする。審査委員会は、提案書等を書面審査し、これを総合的に評価し、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定する。

(2) 審査基準及び配点（100点満点）

評価項目 (配点)	評価の視点
事業の理解度 (5)	・目的及び業務内容を十分に理解した内容となっているか。
スケジュール (5)	・事業工程が適切に記載されているか。
分析・調査 (15)	・モビリティを導入するための分析・調査方法が妥当であるか。
実現性に向けた 課題・提案 (20)	・課題・懸案かつ解決に向けたプロセスの手法が示されているか。
導入計画素案作成 (30)	・導入計画の実現性が高く、持続可能的に運営できる提案内容となっているか。
その他 (10)	・その他の付加提案として、業務を推進するために、有効となる独自の工夫や提案がされているか。
業務実績 (5)	・次世代モビリティに関する事業化調査や企画提案、実証実験等の履行実績があり、必要な知識を有しているか。
実施体制 (5)	・業務遂行のための十分な人員体制が整えられており、担当者は経験や実績が十分にあるか。
見積書 (5)	・業務遂行に必要な経費・内訳が妥当であるか。

- ・評価項目毎に各審査委員の平均評価点を算出し、その合計評価点の最も高かった者を業務委託予定者（単独随意契約の予定者）とする。
- ・なお平均評価点は、少数第2位を四捨五入し、少数第1位にまるめる。
- ・業務委託予定者（単独随意契約の予定者）となる者については、参加者数に限らず、評価点の合計が60点以上であることを条件とする。

(3) 結果の通知等

採用又は不採用問わず、書面にて通知するとともに公表する。なお、審査結果に対する異議申し立て、質問等は認めない。

10 スケジュール

項目	日程
「質問書」の提出期限	令和4年2月15日（火）午後5時
「質問書」の回答（HP公表）	令和4年2月18日（金）
「参加表明書」の提出期限	令和4年2月22日（火）午後5時
「企画提案書」の提出期限	令和4年3月2日（水）午後5時
審査結果の通知	令和4年3月11日（金）以降

11 契約手続等

本業務に関して最も優れた提案を行った者と仕様書等の協議及び福島県財務規則に基づき契約交渉を行うものとする。

なお、契約候補者と県との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議を行うものとする。

12 書類の提出先及び問い合わせ先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県土木部まちづくり推進課
電話番号：024-521-7510 FAX：024-521-7956
E-mail：machizukuri@pref.fukushima.lg.jp